

○総務省令第九十一号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百四十四条の三十三第一項第三号の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十五日

総務大臣 武田 良太

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務)</p> <p>第二条の十 「略」</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 法第四百四十四条の三十三第一項第三号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 法第一百二十二条第一項第一号及び第一百二十二条の二第一項に規定する福祉事業の実施に関する事務</p> <p>三 〔略〕</p>	<p>(社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務)</p> <p>第二条の十 「同上」</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。